

2021 年 9 月 1 日

## 2021 年度 一般財団法人 タケウチ未来 研究奨励金 募集要項



広島県三原市円一町 4-2-14  
一般財団法人 タケウチ未来  
研究奨励金審査委員会

（一財）タケウチ未来は、わが国のみならず世界各国の社会基盤を支える土木・建築分野の基礎工学を日本の大学において研究している日本人学生および外国人留学生を対象として、研究活動を助成する事業を実施します。

<2021 年度助成事業における研究奨励金の公募について>

### （1）研究テーマの範囲

- ・地盤工学、基礎工学、地盤改良、液状化、免震など、建物の基礎に関連する研究
- ・「Soft Foundation（やわらかい基礎）（注釈 1）」に関する研究

なお、①営利目的と判断される研究テーマ、②すでに完了していると判断される研究テーマについては除外対象とします。

③他の機関から助成等を得ていると判断される研究テーマは、除外対象ではありませんが、他から研究助成を受けている旨を明記してください。

### （2）応募資格

日本国内の研究・教育機関（注釈 2）等に属する学部学生、博士課程前期および博士課程後期の大学院生を対象とします。助成は、申請者本人に対して行います。

（3）募集開始：2021 年 9 月 15 日（水）

（4）募集締切：~~2021 年 11 月 30 日（火）~~ **2022 年 1 月 31 日（月）**

17 時 必着 E メールにより所定書式の申込書を提出してください。

メール送信の際、件名に「タケウチ未来研究奨励金公募申込み」と明記下さい。  
申込みをいただいた方には受信確認のメールを返信しますので、ご確認願います。

---

注釈 1) 「Soft Foundation(やわらかい基礎)」：一般的には、土にセメントなどの固化材を混ぜて地盤を固く改良するが、「Soft Foundation」では、改良体に韌性を持たせることにより、安全性を実現する考え方です。

注釈 2) 日本国内の研究・教育機関等とは、同研究・教育機関等が法人税法第 3 7 条第 3 項第 2 号に基づき財務大臣が指定したもの（昭和 40 年 4 月 30 日大蔵省告示第 154 号参照）、及び同法第 3 7 条第 4 項に基づく特定公益増進法人であるもの（同法施行令第 7 7 条参照）に限ります。

(5) 審査期間：~~2021年12月~~2022年2月

(6) 審査結果発表：~~2022年1月中~~2022年3月中

\* 学識経験者などで構成する審査委員会の審査を経て助成を決定します。

(7) 研究期間

研究期間は原則として研究助成を受けてからの1年間とする。

2年間まで延長したい場合は、次年度の公募があり、かつ再応募していただく必要があります。

(8) 助成金額

1件当たり、50万円～最大100万円

助成総額は200万円程度として実施します。

（なお、審査による選定状況により総額は変動することがあります。）

(9) 応募方法：所定の申込書によります。

(10) 申込先（問合せ先）

（一財）タケウチ未来 研究奨励金公募担当

〒723-0015 広島県三原市円一町四丁目 2-14

一般財団法人タケウチ未来（[株式会社タケウチ建設](#)内）

TEL：0848-60-1331 FAX：0848-62-6973

MAIL：yamada@takeuchi-const.co.jp kyo@takeuchi-const.co.jp

(11) 個人情報の取扱について

申込書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のためにのみ使用します。

助成が決定した場合は、申込書に記載の助成対象者の氏名、所属、及び助成対象テーマを公表します。

(12) 審査結果の通知

（一財）タケウチ未来 研究奨励金選考委員会にて最終選考の上、研究奨励金審査委員会で決定し直ちに採否を文書で各申請者に連絡します。なお、採否理由についての照会には応じません。

【注 1】決定通知書

(13) 助成対象者の義務

・助成期間満了後1ヶ月以内に、活動の成果として最終報告【注 2】ならびに会計に関する報告【注 3】の提出を行って頂きます。

【注 2】最終報告書（指定書式あり）

【注 3】会計報告書（指定書式あり）

下記の場合、当財団へ届け出ること。

- ① 研究活動が中止になったとき
- ② 研究活動が計画どおりに続行できないとき
- ③ 研究奨励金の受給を辞退するとき

以下の場合、当財団の受給資格を失うこととなることをご了承ください。

- ① 申込書類に不正があったことを判明したとき
- ② 正当な理由なく、受給者の義務を継続して果たさなかったとき
- ③ 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ④ 助成を必要としない理由が生じたとき
- ⑤ 前各号のほか、受給者として適当でない事実があったとき

以上の事由により、受給者の支援が廃止された場合は、既に支給した金額の全部または一部を返納させることができる。

#### （14）研究奨励金の使途

研究活動に関連する費用（授業料支払い、実験装置、関連図書、PCなどの購入、研究情報収集、研究発表のための旅費、などを含みます）。

活動期間終了後に会計報告書の提出が必要となりますので、研究活動に関連する費用の領収書を、必ずそれまで保管してください。

#### （15）産業財産権及び著作権

- ・研究成果がもたらす産業財産権などの技術権利について、（一財）タケウチ未来は関与しません。
- ・助成対象者より（一財）タケウチ未来に提出された報告書等の著作権は、（一財）タケウチ未来に帰属します。

#### （16）研究奨励金の支払金額及び方法等

- ・研究奨励金は、助成対象者本人の銀行口座に振り込みます。
- ・研究奨励金受領後、領収書（指定書式あり）を送付してください。
- ・研究活動完了後、最終的な奨励金額の清算を行います。使用金額が支給金額より超過、また経費内訳に当初の予定と変更があっても構いません。ただし、利用金額が支給金額より少ない場合は、払い戻してもらう場合があります。ご了承ください。

以 上